

戦争を風化させない会 規約

1. 会の名称

会の名称を

「戦争を風化させない会」
(英文表記: The Unforgotten Sacrifices of War (略称: USW))
とする。

2. 会の所在地

日本国内事務局: 222-0023 横浜市港北区仲手原 2-43-37 押尾泰典方

電話: 045-433-3883

Eメール: office@fuka-sasenai.com

グアム事務局: 116 Rd-F AptB Tamuning, Guam 96913 c/o Ken Haga

電話: 1-671-777-4545

Eメール: kenhaga4@gmail.com

3. 会の結成経緯と目的

本会は大東亜(太平洋)戦争に於いてグアムで戦没した日米両軍、地元犠牲者を慰霊する目的でグアム在留邦人芳賀健介氏によって発案され、服部章、ジーン・カマチヨ両氏の賛同を得て結成された。

戦没した兵士の御霊に感謝し、その遺志を“風化させない”ように後世へ伝承し、民間犠牲者に哀悼の気持ちを表す機会を持つ事を目的とした集まりである。

4. 会の事業と活動方針

前の大戦の遺族親族と一般邦人で、それぞれが会の目的趣旨に共感し共鳴する者が協働して、その輪を広げるために主に以下の事業を行う。

- 御霊の遺志を継承し後世へ伝承していく事
- グアム鎮魂社の維持管理をする事
- 年に一度グアム鎮魂例祭を挙げる事
- 海外に於ける日本軍戦没者の遺骨収集と戦跡調査の協力をする事
- 全国から賛同する一般人を勧誘し会友の登録を勧め、慰霊事業を推進する事
- 年に一度総会を開催して年次報告と新年度事業の報告をする事

会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

5. 入会

会は、会の設立目的に賛同し、会の事業に協力する有志(宗教的、政治的な関与を目的としない者)によって組織された非営利の集まりである。一般人・法人・国籍を問わず誰でも入会することができる。

入会は、所定の申込書に記入し、入会金として原則一口5000円以上を納めることにより行われる。紙形式の申込書は、郵送またはFAXによって事務局へ送付する。

インターネットウェブサイトまたはEメールによる申し込みも有効とする。

入会した者を「会友」と呼ぶ。会友は、原則として毎年一口5000円以上(法人にあっては2口以上)の年会費を納付する。会友のうち、グアム戦に関与した者の遺族・親族および会の結成や事業運営に多大な貢献をした者を「特別会友」と呼ぶ。

日本国国会議員、靖国神社、グアム政府関係者等は「名誉会友」と呼ぶ。

6. 役員および委員

会の運営を行う役として、会友の中から「会長」「副会長」「代表」「副代表」「監事」および10名以下の「理事」を選任する。

以上を総称して「役員」と呼び「役員会」を構成する。法人は役員に選任されない。

役員任期は2年とし、定時理事会において次期の役員を選任する。重任および兼務は、これをさまたげない。

役員会の下に、会の実務を担当する委員として「幹事」「会計」「催事」および「広報」を置く。

役員および委員の活動はすべて奉仕（ボランティア）で行われる。これらは無報酬とする。会の組織外に、相談役もしくは顧問を置くばあいがある。相談役・顧問は、原則無報酬とする。

<役員>

会長	会の結成に際して多大な功績があり、会の象徴として会の運営に助言する。
副会長	会長を補佐し、会長とともに会の運営に助言する。
代表	会を代表して会の事業を計画し、各方面との調整、催事の実施手配等、会の運営全般を行う。毎年度末前後に定時理事会を招集し、過年度の事業報告・会計報告を行い、新年度の事業計画を提案する。
副代表	代表を補佐し、代表に事故あるときは代表に代わってその業務を遂行する。代表および会計と連携して会友名簿の管理保守を行う。個人情報管理責任者。
監事	理事を統括し、理事会を主催する。事業と会計、両方の視点から、理事の職務執行の状況や財産の状況を監査する。
理事	代表その他の役員と理事会を構成する。代表に協力し、事業の計画と推進を行う。会の一部の業務を委任され、責任をもって遂行する。

<事務局>

幹事	事務局として会と会友との間の連絡を司る。各種広報媒体を通じて、会の活動を会友および一般に伝える。
会計	会の行う事業について、会計、催事、広報と協働してその企画運営を行う。会の会計担当として、会友その他からの寄付等の入金を把握し、規約に従った事業への出費を管理する。代表および幹事と会の財務情報を随時共有する。毎年度末に、当年度の会計報告を作成し、定時理事会に提出して監査と承認を受ける。
催事	主にグアム鎮魂例祭（慰霊祭）に関する祭祀関係者やゲストとの折衝、参加希望者の相談を司る。慰霊祭行事の行程及び内容はグアム側に一任するが、祭事の責任を分担する。また慰霊祭行事の日程が確定したときは広報と協働して全会友および一般に広報する。
広報	定例の会報を幹事と共に作成し、慰霊祭行事、会の活動その他を会友および一般に広報する。活動への参加者を増やす目的でパンフレットの作成、ポスター、チラシの作成、インターネットを用いたホームページやメールマガジンによる発信、或いはソーシャルメディアなどを利用したの広報一切を司る。

7. 理事会

理事会は、役員で構成される。

定時理事会を毎年度末前後に開催する。原則として代表が理事会を招集し、議長を務める。

監事は、理事の統括者として、実務担当委員の幹事・会計・催事・広報の情報を把握し、理事会においては司会を司る。実務担当者は必要に応じて理事会への出席を求められる。

定時理事会では、過年度の事業報告および会計監査および会計報告が行われる。また、新年度の役員を選任し、事業計画を立てる。

臨時理事会は、代表が必要と判断したとき、または理事のいずれかが自己を含めて2名以上の役員の賛同を得て代表に請求したときに開催される。

理事会の開催方法は問わない。会合、リモート会議、メールリストなど、開催時点で最も妥当で合理的な方法を利用する。決議は、出席者の多数決で行う。

8. 会費

本会の運営は会友による「年間寄付金」と「一般寄付金」によって賄う。
すべての会友は、毎年一口5000円（法人・団体にあつては二口）以上の年会費（寄付）を納付する。
一般寄付は、会友、一般人、一般法人からの申し出により随時受け付ける。
入会時の登録費、年会費および一般寄付は、本会指定の銀行・郵便局口座へ振込む。
一旦納入された会費・寄付はいかなる理由があつても返還しない。

9. 会友の資格・会と会友との通信

会友は、入会手続き時に、入会時寄付の受領証と会友登録証を受け取る。
会は、毎年1回以上、会の活動報告、活動予定をニュースレター（会報）の形で発行する。
会報においては、主に慰霊祭への寄付（玉串料または榊料に相当）をお願いするので、一口5000円以上（法人・団体にあつては2口以上）の協力を希望する。年会費を慰霊祭への寄付にあてることもできるが、別途慰霊祭寄付を戴くことは有難いことである。
慰霊祭の日程が確定したときは、全会友にその日程を伝える。慰霊祭への現地参加を希望するものは、事務局にその旨を連絡し、詳細について相談する。
会は、会友に慰霊祭に出席することを推奨する。慰霊祭出席は義務ではない。
会と会友との連絡は、郵便、Eメール、電話など、適宜効率的な媒体を利用して行われる。

10. 退会と除名

会友本人または家族から退会の申し出があつたときは、幹事が退会の処理を行う。
2年間一度も寄付をしない会友は、会友資格を一時停止する。このばあい、さらに1年間の猶予の後、自然退会とみなす。
役員または一般会友が、特定の会友の言動が会の趣旨にそぐわないと判断してその旨を代表に訴えたときは、代表は役員に諮つたのち、当該会友の退会（除名）を勧告することがある。

11. 慶弔規定

慶弔規定は、敢えて設けない。
会は、すべて会友の寄付によって運営される。寄付は会の行う事業に対するものであり、特定の会友その他の慶事・弔事に対する支出は目的外と考える。

12. 規約の改定

本規約の改定は、理事会において行う。

以上

2022年6月改定